

審判長は、特許権者、特許異議申立人、参加人を審尋することができます（特§120の8①で準用する特§134④）。

特許権者、特許異議申立人、参加人は、審尋書の発送後、指定期間内に回答書を提出することができます。

作成見本

## 回 答 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判長 殿

- 異議番号  
異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
- 特許異議申立人(特許権者／参加人)  
住所(居所) 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名(名称) 特許株式会社  
(代表者) 〇〇 〇〇)
- 代理人  
(識別番号 100XXXXXX)  
住所(居所) 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名(名称) 弁理士 特許 次郎
- 回答の内容
- 添付書類又は添付物件の目録